

第8回あきる野市子ども・子育て会議 議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成26年10月1日（水）午後4時～午後5時40分
- 2 開催場所：本庁舎5階 503会議室
- 3 出席者（委員10名）
- 4 次 第
 1. 開 会
 2. 挨 拶
 3. 議 事
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画（案）について
 - ア 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について
 - イ あきる野市子育て支援施策の展開について
 - (2) あきる野市学童クラブの延長育成料の諮問について
 4. その他
 5. 閉 会

1. 開 会

事務局

2. 挨 拶

委員長

この会議も回を重ね、いよいよ大詰めの議論に入ります。新制度は、全体100%のうち、今は75%くらいまで見えています。残り25%のうち5%は、国が細かい詰めをしないとイケませんが、残る20%は市が決めることです。具体的な中身の検討ということで、地域の子どもたちや子育て家庭にとってどうすべきかということをお大前提として、ご意見を頂ければと思います。

3. 議 事

(1) 子ども・子育て支援事業計画（案）について

ア 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について

事務局より資料1に基づき説明が行われた。

委員長

ご質問があれば、先にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員

27ページの「(3) 需要量の見込み」で、表の下に「3歳～5歳児」で、親の就労状況により本来は2号認定に該当するが、幼稚園利用意向が強い場合は1号認定として計上している」とあります。今、幼稚園には、仕事をしていて2号認定の資格を持つ人が4分の1以上います。その人数を入れていないので、この人

たちが新制度で2号認定を取った場合、かなり人数が増えます。幼稚園が認定こども園になって2号認定の受け入れをすれば確保できますが、できない場合は2号認定が残ることになるので、前提をご確認いただきたいと思います。

事務局

ニーズ調査で、幼稚園の利用意向があれば、就労している方も1号として計上しています。潜在的に2号になるお子さんも含まれるとは思いますが。

委員長

補足ですが、次回か次々回には、利用者負担、いわゆる保育料設定を行います。所得で保育料が違うので、それによって2号から1号に行く、または1号から2号に行くことがあり得ます。こればかりは、蓋を開けてみないと分かりません。大事なものは、ニーズ調査を踏まえて量の見込みの計算をしていて、いろいろなご意見を頂き、量を確保するという確認です。この会議は今後続きますので、毎年の状況を踏まえて、見通しと違ってくれば需要と供給のバランスを考え直す、PDCA的な改善をすることが前提です。

委員のご意見については、基本的なご確認いただき、実際は状況を踏まえて、修正、改善するというを確認しておきたいと思います。他にご質問、ご意見はございますか。

委員

各幼稚園と保育園の意向調査の結果は、いつ出てくるのですか。

事務局

幼稚園は、意向調査は終わり、結果も出ております。当初、国のほうで、もう一度意向調査をすると聞いていたのですが、なくなりそうなので、市で独自に保育所についても簡単な調査をしました。今日は、資料を用意してございませんので、必要でしたら結果をお知らせしたいと思います。

委員長

私は都内幾つかの会議にも出席していますが、どこもこの会議に意向調査結果を公表しておりますので、次回もしくは次々回の会議の前にでも、意向調査のデータを教えていただければと思います。他にはいかがでございませうか。

委員

この数字だけを見ると待機児童解消という形になってはいますが、平成30年度から、保育園の定員割れが起こる数字になると思います。地域型保育事業で定員が増えたことで、3歳未満児は定員充足されても、3歳児以上児は定員割れを起こしてくるだろうと心配しています。地域によって空き状況に差があるとありましたが、現在も差があり、それがより大きくなるのではと不安に思っています。

委員長

同じ論法でいくと、1号認定で、数字上はもっと大きく定員割れが出ると思いますが、希望者が入れないのが一番困ります。これは利用者の選択ですので、やむを得ないと思います。他にいかがでございませうか。

28ページの一番下の表、「②確保内容」で、地域型保育事業が平成27年度以降、ずっと40人ですが、何か具体的な根拠か目安があるのでしょうか。

事務局

保育所の待機児童が年度当初は31名です。少なくとも、その人数は新制度に移行するというので、市内の事業所さんに協力を頂き、約30人程度は確保したいと考えています。それと、現在の家庭福祉員が、通常であれば家庭的保育事業に移行するのですが、こちらも若干規模拡大をしていただければいいかと

いうことで、合わせて40人で、記載しています。

委員長 表現の問題だと思うのですが、3つ目の表で、量の見込みとしては2号認定だけでも、供給としては1号認定、もしくは私学助成型の幼稚園で預かり保育を利用することで相当数カバーできるという実態があります。それは、ここには全然く含んでいないと考えていいのですか。

事務局 はい。あくまでもニーズ調査の中で1号ということで、希望があれば、2号のほうに数字を入れております。

委員長 ニーズ調査はそれでいいですが、2号認定のところに供給確保として保育所、認定こども園、地域型保育事業とありますが、ここに一定数、幼稚園プラス預かり保育で入るケースもあります。そういう意味で、確認しました。

事務局 27ページの表の欄外にもあるとおり、2号の資格があっても1号の意向がある場合は、1号として計上してあります。逆に、1号のニーズの中に、潜在的に2号の資格を持っているお子さんが含まれています。

委員 幼稚園に来ている幼稚園児の4分の1、3分の1近くが潜在的2号になるとお話ししましたが、ニーズ量でもそれを含んでいませんし、供給量も、2号として確保する数字は入っていないということですね。今後、幼稚園が認定こども園に変わって、2号として確保できれば良いのですが、そうならない場合は、2号が増える可能性があるので、十分確認していただきたいと思います。

委員長 ご提案ですが、28ページの「(5) 提供体制の確保策」に注釈などで、2号認定を受けられるけれど1号を希望する方、もしくは、実質1号だけれど、旧来型幼稚園を選択する方が含まれると、表現したほうが良いと思います。

他はいかがでしょうか。では、議事(1)の「ア 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について」は、この案の中身でよろしいですか。

委員一同 異議なし。

委員長 では、ご了承いただきました。

イ あきる野市子育て支援施策の展開について

事務局より資料1に基づき説明が行われた。

委員長 ご意見、あるいはご質問、何でも結構でございます。いかがでしょうか。

委員 「事業名」の横に「担当課」がたくさん書いてあり、ばらばらという印象を受けます。例えば、1つの困ったことがあって、他のことも聞こうと市役所に行った場合に、たらい回しされるのではないかと感じました。計画だけではなく、市役所の方たちが連携を取れるような体制づくりは進んでいるのでしょうか。

事務局 そこは、13事業にある利用者支援事業が確立されていくことで、整理されてくると思います。ただ、平成27年は準備期間ということで、その間は、子育て支援のサービスは1つの課だけではできないので、この事業に関しては、いろいろ

るな課でやっていますという書き方になってしまいます。市内ですので、当然連携はしていますのでご了承ください。

委員長 今日議題ではなかったのですが、この事業計画のもう1つの柱である「地域子ども・子育て支援事業」の第1番目が、「利用者支援に関する事業」で、ここでさまざまな情報提供や相談対応をやるようになっていきます。すぐに全部とはいきませんが、さまざまな情報のやりとりをワンストップで全部つなげられることが、ここで期待されるのだと思います。他はいかがでしょうか。

委員 57ページが一番上、4-(3)-①で、次世代育成支援行動計画のときも公園の整備が挙げたのですが、五日市ファインプラザの隣に公園があつて園で散歩に行くのですが、ここ十数年、遊具がまったく変わっていないのです。秋川地区は、駅の周りに結構あるのですが、増戸地区は本当に公園が少ないです。地域の公園というのはよりどころになるとは思います。次世代育成支援行動計画から進んでいない部分だと思いますので、またご検討いただければと思います。

委員長 次世代育成支援行動計画もそうですけれど、特に今回は、逐次、実情を把握してチェックを行い、必要な見直し改善をすることになると思います。他はいかがでしょうか。

委員 今回の地域子ども・子育て支援事業計画に次世代育成支援行動計画のところも入れるということで、細かく分かれたものがたくさんあつて、重複した内容になっています。次世代育成支援行動計画のときの事業一覧が、十何年たって見直してみると、合理的に分類されているのか疑問に思います。重複するところを除いたり、もう少し整理していただけないでしょうか。

事務局 次世代育成支援行動計画に関しては、事業項目が110くらいあり、この度の子ども・子育て支援事業計画では、半分以下に整理をしました。ですが、もう少し整理できるのであれば考えていきたいと思っています。

委員長 章立てについて、5章は、総論的な文章があつたほうが分かりやすいと思います。また、45ページからいきなり具体的な個別事業が出てきますが、これは一般市民の方も目にするわけですから、もう少し説明がいます。44ページも、いきなり「任意の記載事項」となっていますので、その辺を工夫していただいて、また次回の会議で、ご提示いただければと思います。

事務局 そのようにさせていただきます。

委員 48ページに、「障がい児保育事業」、56ページに「障がい児療育体制の充実」という項目があります。保育園では、障がい児保育事業として、障がい児を苦勞しながら受け入れています。でも、市の障がい児の保育事業という体系の中で、専門的な対応までできているかという、そこまではできていないと思います。それから、療育体制の充実という言葉になると、家族支援などを含めて考えられているのか。障がい児の保育や療育というときの、言葉の定義をもう少し確認していただき、障がいがあるかどうかはまだ分からないで苦勞をしている方や、そ

の家庭の支援までを視野に入れた内容にしていただければと思います。

事務局

56ページの「障がい児療育体制の充実」にどこまで入れるかという話を、障がい者支援の関係担当者と打ち合わせをしたところです。乳幼児の健康診査など、できるだけ早期に発見をして、家族への話も含め、そういったことができる体制づくりが必要という話が、障がい者支援の担当からありました。委員がおっしゃったことも入れたいのですが、少し分かりにくいところがあるので、もう少し整理をしていければと考えております。

委員長

何かこの件について他にありますか。

委員

やはり障がい児をもったお母さんは、精神的にすごく大変です。早期発見して対応し、そのあと幼稚園等で受け入れるときに、どういう指導をするかというのは、必要だと思います。

他に、ショートステイ事業のところで、今は東京恵明学園でやっていますが、緊急のことがあった場合に、山を1つ越えて子どもを預け、またそれを迎えに行くというのは、お子さんも不安になると思います。将来的に核家族は増えるので、緊急に預かる場合に、どういうやり方があるか、恵明学園などの他地区ではなく、市内で解決できるようにしていただきたいと思います。

委員長

それは、ご要望ということでよろしいですか。

委員

はい。10年の間に、少しずつそういう体制をつくっていただければと思います。

委員長

先ほどの48ページの障がい児保育で、保育園、幼稚園、両方挙げてあるのですが、幼稚園は特別支援教育ということで国庫補助事業になっていて、保育所の障がい児保育は、一般財源化をされて市町村でやるということで、事業のベースがかなり違います。ここに一括して書かれているということは、あきる野は市単独で、独自に障がい児保育の対応をされたりしているのですか。

事務局

特にそうではないです。

委員長

では要望ですが、1号認定と2号認定で、地域での対応が違う可能性が出てきます。このまちの子どもは、同じ障がい児なら、親が働いていようと働いていないと同じ対応ができるというのが基本だと思いますので、それも頭の隅に置いて、今後ご検討いただければと思います。

委員

56ページの4-(2)-②「障がい児の早期発見」で、幼稚園は定期的専門の方が見て、少し様子が他の子とは違うと指摘をしてくれるので、親としても受け入れやすいというか、聞ける体制がありました。保育園や小学校でも、定期的に回って、そこからお母さんに伝わるのでしょうか。

委員

教育委員会からの巡回相談は、同じように行っています。

委員

自分のクラスで、明らかに親が見ても分かるような状況なのに、その親御さんには伝わらず、うまくいかないことがありました。何か相談があればどうぞという手紙は来ますが、自分の子がどこまでかというのはなかなか気付かないし、気

になっていても一歩踏み出せないこともあります。先生がベテランであれば気付いて対応するでしょうけれど、ベテランではない先生などで、そのままということもあります。小学校で巡回しているという体制が感じられなかったもので、お聞きしました。そういう先生が回っていて、声が掛かるということが、分かりやすく伝わるものがあるといいと思います。

委員長
事務局

これも広い意味の利用者支援、情報提供かもしれません。

今の特別支援教育のところですが、各小中学校で定期的に巡回相談をして、特別支援の対象と思われる児童・生徒については、先生方も把握していると思います。

特別支援教育を行っていくには、保護者の方の協力も必要となってきます。

委員

親としても、あなたの子は障がい児よと、言われると受け入れられないので、あいまいな言い方なのですけど、もう少し柔らかくワンクッション何かある体制があればと思います。

委員

よく相談を受けますが、普通学級に入れたいという、親御さんの要望が強ければそのままいくしかなく、難しい問題です。お子さんの将来を考えたら、こういう方法を取ったほうが、いずれ親はいなくなったときにこうですよという話を、先生方もしていると思いますが、なかなか認めない保護者もいます。

委員

認めない状況が続いて、ひずみが出ているので、何か手は打てないのかなと。

委員

私も現場にいて、何か手はないのかなと思いますが、難しいですね。

委員

今の特別支援教育というのは、通常学級の中で、個性のある子どもたちも入れて育てていきたいと思いますという流れがあります。

委員

幼稚園のころは、社会に出ればいろいろな方がいるので、障がいのある子もいるというのを常に感じるのも大事だと思っていました。でも、幼稚園・保育所では加配の先生が付くのに、なぜ小学校だと1対40などになるのでしょうか。

委員

この子育て支援もそうですが、結局は、力のある指導者を、ある程度の人数を入れて確実にやっていくのはなかなか難しいのではないのでしょうか。人数を多くするにしても、国全体である程度考え方を持っていなければできませんし、そう簡単にはいかない悩みもあるのではないかと思います。

委員長

確かに難しい問題ですが、最後は各自治体の見識、意気込みが問われるのだろうという気はしています。

委員

教育相談所は非常に丁寧にやっているのですが、子どもたちのことを一緒に悩みましょう、相談しましょうという文章は出ていても、なかなかそこに行かないのです。そこへ行くまでの過程を、ぜひ市で工夫をしていただきたいと思います。

委員

今のワンクッション置くという意味では、PTAは各小学校、本部に役員がいますので、そこに相談をして、そこから校長先生なりにも話せると思います。何かあればPTAで議題に上げて、そこから学校に上げるということもあるので、そういう連携も必要だと思います。PTAは関わりがないかもしれませんが、あえ

てそこを利用して、意見を述べていただきたいと思います。

あと1つ、47ページの1-(1)-⑦「放課後子ども教室」ですが、平成25年度は6,000人、31年度は9,000人になっていますが、実際ここまで数字が上がるのでしょうか。

事務局 細かいところは調べないと分かりません。担当課からこのような形で上がったものを出していますので、裏付けがあってこのようになっていると思います。

委員長 その関連で、担当課に聞いていただきたいのですが、国が8月に「放課後子ども総合プラン」を出しました。その中で、厚労省所管の放課後児童クラブと文科省所管の放課後子ども教室を一体化するとか、8割は小学校を活用して学童を受け入れるとあり、それを市町村の事業計画にきちんと定めるようにと打ち出しています。子ども・子育て新制度の放課後児童クラブという条例対応の分と、今の放課後児童教室とが分かれています。この事業計画に国のプランを踏まえた文言を入れるのかなど、検討しなければいけません。担当課に、その辺をどうするのか、確認を取っていただけますか。他はいかがでしょうか。

委員 先ほどの、公園にばらつきがあるという話は、あきる野市にずっと住んでいるのでごくよく分かります。それで、「赤ちゃんふらっと事業の推進」が、すごくいいと思ったのですが、平成25年度市内3か所ということですが、どこにあるのかが分かりません。この辺を推していただいたらいいのかなと思いました。

事務局 3か所は、秋留台公園、東急、光明第六保育園が、既に認可を受けており、今年度、五日市の子育てひろば、五日市保育園が増えました。今後の目標に、「利用しやすいように周知します」と入っていますが、実際使おうと思っても分からないこともあるので、これから積極的に周知していきたいと考えています。

委員長 恐らく、板橋区の赤ちゃんの駅事業が発展して、都の事業に乗せてきたのだと思います。あきる野市内の幼稚園と保育園も含めて、基本的には全部が対応可能だと思いますので、普及啓蒙すればもっと増えるだろうし、期待したいと思います。

委員 赤ちゃんのうちからママ友達をつくることは本当に大事で、核家族で、どこにも相談できないお母さんがすごく多いです。いろいろなお母さんと接する場をどんどん増やしていかないと、お母さんは孤立していく一方だと思うので、早いうちに設置を進めていただけるようお願いします。

委員 「るのキッズ通信」を見ていますと、あすなろ保育園、すもも木幼稚園、草花幼稚園など、いろいろとやっています。お母様たちも気軽に参加できるような、と出ていますが、自分がそこに出ていくまで、かなり、お母さんも身支度というか、心構えがあるので、もっと気楽においでねという感じで啓発して、行ったら何か得られるような楽しめる場所に、保育園や幼稚園があるとありがたいです。

それから公園なども、あきる野市で赤ちゃんと遊べる所を地図等に入れていただければと思います。産後の方が読むには字が細かいと思いますが、いいことは

たくさん書いてあるのでもう少し活用するといいと思います。

委員長 では、誤字脱字等の修正をして、章としての体裁も整えて、今のご意見の中で反映できそうなものがあれば、反映するというところでよろしいですか。

委員一同 異議なし。

(2) あきる野市学童クラブの延長育成料の諮問について

事務局より配布資料に基づき説明が行われた。

委員長 ご質問やご意見はございますか。念のため確認ですが、定期利用というのは、夕方6時を6時半まで毎日30分延長すると、1カ月1,000円ということですね。

事務局 延長育成は、利用月の前月までに予約し利用していただく定期利用を基本といたしますが、緊急でやむを得ない理由がある時には事前連絡により一時的に利用することも出来ます。

毎日6時30分まで利用する定期利用の延長育成料は、月の内5日間しか利用しなくても月額料金1,000円をいただくこととなります。

委員長 30分ごとに1,000円で、1時間だと単純に2,000円ですね。何かご不明な点、あるいはご意見、ご要望はございますか。

委員 幼稚園も預かり保育をやっていますが、30分単位ということで、5分遅れたとか、3分早かったとか、翌月は3日しか使わないけれど、ひと月分を出してくださいますとか、その辺の運用は大丈夫なのでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりの疑問が出てくるということは、近隣市で聞いています。他市では、電波時計を置いて、1分でも遅れた場合は延長料金を頂いている状況です。時間については、きちんと対応していきたいと考えております。

委員 夏休みなどは、朝の8時から夜の7時まで11時間に亘り学童クラブに子どもがいて、子どもに相当のストレスが溜まってくるので延長保育は出来るだけ良い方法で行って頂くと子どもへの影響が少なくなると思います。

委員 この問題が出たのは、6時では間に合わない人が増えたからということですが、1時間延長して守られればいいですが、7時5分になり、10分になりという人が出てくる可能性もあります。市としては、これ以上は延ばさないのでしょうか。

事務局 時間の設定についてはプロジェクトで検討しており、プロジェクトの委員さんからは、保護者の就労支援も大切だが、ただ今、委員さんからのご意見にもありましたとお子子どもの育成への影響も考えるべきという意見もありました。

プロジェクトでは、夜6時半までという意見が多かったのですが、市としては、近隣市の実施状況や保護者のニーズ等を考慮し、7時までといたしました。

委員 やはり保育園も電波時計を置いて、6時1分から7時までの1時間延長で、7時を1分でも過ぎた方は追加料金を頂いています。ですから、学童クラブも、そ

ういう体制にしたほうが、不公平がなくでいいのではないかと思います。

委員

いくつか意見があります。最近、夫婦で働いている世帯が多くなってきていることや小学校に入る前には延長保育を使っていた保護者が小学校に入ったとたんに延長保育が使えなくなると、やはり安心して仕事も出来なくなります。

学童クラブの職員の皆さんは、朝早から夜遅くまで仕事をしなければならなくなりかなり大変でしょうが、延長保育を行うことについては仕事をしている親の支援ということからも実施することは理解できます。

料金についてですが、延長保育を使った人はそれなりのお金を支払うことは、やむを得ないことだと思っています。また、諮問された金額は、近くの市と同じような金額となっているので、これで良いと思います。

委員

市では、利用時間についてはきちんと対応していくとのことですが、トラブルが起きないように保護者が納得するまできちんと利用方法などを説明してください。

委員長

どうしても7時を超える場合は、ファミリーサポートを組み合わせるなどしてカバーすべきで、ここだけでやるものではないと思います。将来的には、1分過ぎたら自動的にお金が引かれるなどの工夫も必要かもしれませんが、事前に利用者に情報提供して、納得していただくのが基本ではないかと思います。では、市長からの諮問については、これでよろしいですか。

委員一同

異議なし。

委員長

異議なしということですので、学童クラブの延長育成料の諮問については、諮問どおり、この会議で了承いたしました。議事は終わりましたが、時間がありますので、もしご意見、ご要望等があれば頂きたいのですが、いかがでしょうか。

副委員長

素案の第5章、「今後の方針」を見ると、「継続して実施します」というところと、「継続して」の表現がない場所があります。例えば、46ページ「幼児クラブ」では、「様々な遊びや集団活動のメニューを取り入れ事業内容の充実を図り、子育て及び交流の支援を行います」と、「継続実施します」という言葉はありません。その上の2つは「継続して実施します」となっていますが、違いがあるのですか。

事務局

全て継続して実施はするのですが、今、課題が明確になっていたり、具体的に目標が書けるものは、なるべく入れていきます。順調にしているものは、「継続して実施します」という形で読み取っていただければと思います。

副委員長

いずれは全部細かく、具体的に書かれるということですか。

事務局

「継続して実施します」という書き方をしているのは、例えば手当などは国の制度にのっとってやっていますから、そういうところが多いと思います。

副委員長

新しいことをやるという意味合いではないのですね。

事務局

事業によって、新しいことを取り入れるものは、ここに含まれていますし、子育て支援に必要として挙げたもので、制度が成熟しているものについては、「継続して実施します」のような書き方になってくるかと思っています。

副委員長

分かりました。

委員長 あとは、よろしいですか。では、議事は終了ということで、その他について、事務局からご説明願います。

4. その他

事務局より、配布資料に基づき説明が行われた。

委員長 補足しますが、幼稚園も保育園も共通して、新制度は市民税ベースで各家庭の所得に応じて利用者負担を計算しますが、ここに示された数字を超えない範囲で市町村が設定することになっています。市町村によってかなり違いがありますが、大事なのは、利用者サイドに立った公平感で、1号認定と、2、3号認定の保育時間の違いをどう反映するか。それから、私立幼稚園の保育料の実態を踏まえて、大きな乖離がない、かつ利用者負担があまり上がらない、むしろ少しでも下がる方向でバランスをとるのは難しいと思います。保育を受けるお子さんの保育料の話ですので、次回はぜひ、しっかりと議論していただければと思います。

事務局 次回の会議ですが、今お話があった保育認定の利用者負担が主な内容になります。また、今日、頂いたご意見を精査したものを、お示しする形で会議を開催したいと思います。日程は、11月の中旬で、また日にちが決まりましたら、早急にご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 次回から、より具体的な議論に入りますので、ぜひよろしくお願いいたします。では、今回の会議は終わります。副委員長、最後に締めをお願いします。

5. 閉 会

副委員長 今日はどうもご苦労さまでした。また次回、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

以 上